

(道路運送車両法施行令の一部改正)

第三条 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。  
第十五条第七項の表の上欄中、並びにタクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第五十二条第二項を、タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第五十二条第二項並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第十七条の三第二項に改める。

附 則

この政令は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

省 令

国土交通大臣 太田 昭宏  
内閣総理大臣 安倍 晋三

○国土交通省令第七号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十三号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日

国土交通大臣 太田 昭宏

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

(特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第一条 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則(平成二十一年国土交通省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「特定地域」の下に「及び準特定地域」を加える。

第二条(見出しを含む)中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(法第二条第七項の国土交通省令で定めるもの)

第二条の二 法第二条第七項の一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 特定地域又は準特定地域における営業区域の設定

二 特定地域又は準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加

(経営の合理化に資する措置)

第二条の三 法第二条第八項の国土交通省令で定める措置は、事業用自動車の使用の停止とする。

第三条の見出し中「指定」の下に「又はその期限の延長」を加え、同条中「第三条第四項又は第五項」を「第三条第五項又は第六項(これらの規定を法第三条の二第二項において準用する場合を含む。)」に改め、「指定」の下に「又はその期限の延長」を加え、同条の次に次の十二条を加える。

(特定地域計画の認可の申請)

第三条の二 法第八条の二第一項前段の規定により特定地域計画の認可を申請しようとする協議会は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣(第十一条第一項の規定により国土交通大臣の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長。以下同じ。)に提出しなければならない。

一 協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

二 法第八条の二第二項各号に掲げる事項

三 当該特定地域計画が法第八条の二第三項第一号の活性化措置に関する事項を含む場合には、同号に掲げる事項

四 当該特定地域計画が法第八条の二第三項第二号に掲げる事項を含む場合には、同号に掲げる事項

2 国土交通大臣は、申請者に対し、前項各号に規定するもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(特定地域計画の変更の認可の申請)

第三条の三 法第八条の二第二項後段の規定により認可特定地域計画の変更の認可を申請しようとする認可協議会は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 認可協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)

三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる事項の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

一 当該認可特定地域計画に定められた一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減

二 当該認可特定地域計画が法第八条の二第三項第一号の活性化措置に関する事項を含む場合には、当該活性化措置

三 当該認可特定地域計画が法第八条の二第三項第二号に掲げる事項を含む場合には、当該事項

3 国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(法第八条の二第四項の国土交通省令で定める書類)

第三条の四 法第八条の二第四項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 協議会が特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該特定地域計画の作成に合意をした一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所を記載した書面

二 当該一般乗用旅客自動車運送事業者が当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計を記載した書面

三 当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数を記載した書面

(法第八条の二第六項の国土交通省令で定める事項)

第三条の五 法第八条の二第六項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認可協議会の名称

二 当該認可特定地域計画に係る特定地域

(法第八条の七第一項の国土交通省令で定める者)

第三条の六 法第八条の七第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三十八条第一項の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の休止を届け出た者のうち、道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第六十六条第一項の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の再開を届け出ていない者

二 道路運送法第三十八条第一項の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の廃止を届け出た者